

下越福祉行政組合条例第1号

下越福祉行政組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

下越福祉行政組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和45年新潟県下越福祉厚生施設一部事務組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「（福祉主査を除く）」を削り、同表4級（福祉主査）の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年新発田市条例第7号）附則第17条第1項の規定を受ける職員に対する第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。